

公営企業水道事業の決算報告

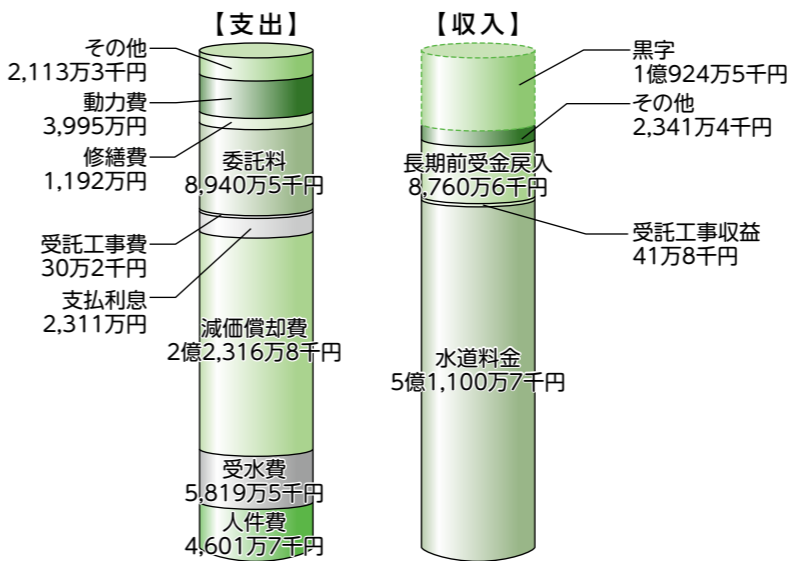
▼問合せ 上下水道グループ ☎079(435)2379

水道事業は独立採算制

水道事業は、「地方公営企業」として法律により税金を使わずに、使用者の皆さまからいただく水道料金により運営するように定められています。これを「独立採算制」といい、税金や国などの補助金などで運営される町の会計とは全く違った運営形態となっています。

また、会計方式は企業会計方式をとっており、「収益的収支」と「資本的収支」の2本立てで会計処理し、民間企業のように財務諸表と呼ばれる「損益計算書」や「貸借対照表」を作成しています。

収益的収支（税抜き）



平成30年度は、収入の柱である水道料金収入が5億1100万7千円で、前年度比606万9千円の増額となりました。その他、受託事業の減少により受託工事収益が41万8千円で、前年度比364万8千円の減額となり、営業収益は5億1500万円で、前年度比219万9千円の増額となりました。また、営業外収益として、長期前受金戻入の科目について、8760万6千円を計上し、前年度比6万3千円の増額となりました。よって、総事業収入は6億22

44万5千円で、前年度比234万7千円の増額となりました。支出では、受託事業の減少により受託工事費が30万2千円で、前年度比289万9千円の減額となったほか、委託料が8940万5千円で、前年度比175万1千円の増額、修繕費が1192万円で、前年度比2020万3千円の減額、動力費が3995万円で、前年度比59万2千円の減額となりました。よって、支出総額が5億1320万円で、前年度比3068万7千円の減額となりました。

結果、1億924万5千円の純利益（黒字）を計上しました。

ただし、これは「長期前受金戻入」の影響によるもので、大幅に経営状況が改善されたものではありません。

資本的収支（税込み）

収入は、町の事業などに伴う工事負担金、水道を新規に開設する際に必要となる加入分担金や給水装置負担金などが4046万円となり、前年度比3億1906万円の減額となりました。支出については、第3浄水場ポンプ室配管更新工事、第3浄水場事務室・機械室エアコン更新工事などを行い、建設改良費は2277万6千円となり、

一方で、昭和50年頃からの人口急増期に布設された配水管の老朽化が一気に進み、短期間に膨大な更新費用が必要となります。平成28年に監査法人に委託し、今後の更新投資の方針の検討と、財政収支シミュレーションを行い、平成29年は建設コンサルタントに委託し水道施設更新に係る基本方針を検討しました。これにより安全・安心な水道を長期に渡り安定的に供給できるように平成30年度に経営戦略を策定しました。

安定給水を図るため、配水管の管網整備として大中区、北古田地区、宮西地区、二子地区一子二見線の配水管接続工事を行います。

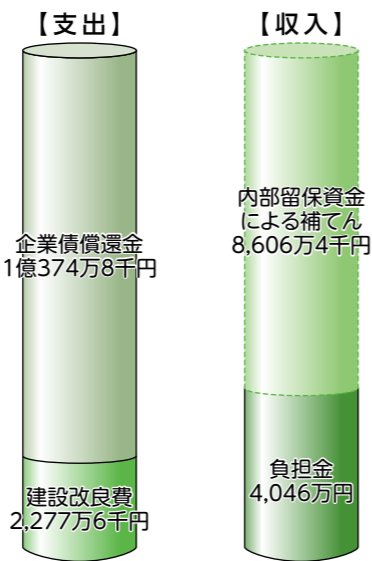
今後の事業展望

水道事業では、コスト削減を徹底して進めてきましたが、給水収益は、節水機器の普及により、平成9年をピークに減少傾向が続いており、当時と比べると1億円以上の減収となっています。また、全国的に人口の減少が予測される中で、給水収益は、今後さらに減少することが予想されます。

主な事業予定は次の通りです

- ①第3浄水場施設の更新
中央監視装置更新工事、取水井フェンス更新工事、取水井流量計取替工事などを行います。
- ②管路の整備

資本的収支（税込み）



用語解説（上下水道共通）

収益的収支 水道料金や下水道使用料による収入と、水を作ったり家庭に送ったりするための維持管理経費、汚水処理したり、雨水を適切に排除したりするための維持管理経費などを中心とした営業活動の収支

受託工事（事業）収益 依頼を受けて実施する配水管や下水道管の移設などによる収益

長期前受金戻入 償却資産の取得または改良に伴い収入する国庫補助金や工事負担金などを「長期前受金」として負債（繰延収益）に一旦計上し、その中から当該年度の減価償却見合い分を収益化したもの。収益として計上していますが、資金の裏付けはありません

人件費 上下水道事業所で働く職員の給与・賃金など

減価償却費 施設の資産価値の減少分。将来、老朽化した施設を更新するための財源となります

支払利息 施設建設の際に借りたお金（企業債）の利息です

受託工事（事業）費 依頼を受けて実施する配水管や下水道管の移設などに要する費用

委託料 集金・検針業務や下水道管の点検、システムの保守にかかる費用など

修繕費 水道管や下水道管の修理や古くなったメーターの交換などにかかった費用など

動力費 浄水場やポンプ場のポンプなどを動かすための電気代や重油の購入費用

その他 水を作るために必要な薬品購入費、納付書などの郵送料や手数料などの事務的経費

資本的収支 古くなった上下水道施設の改良や新しい施設をつくるために必要な資金の収支

負担金（資本的収支） 建設または改良工事のための工事負担金や新たに水道水を使う時に支払っていただいた加入分担金や給水装置負担金、下水道事業受益者負担金など

企業債 建設または改良工事の資金に充てるためにする地方債（借入金）で、民間企業における社債などがこれに当たります

